

調達管理番号・案件名

24a00713_ベトナム国オモン 3 コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査(補完)(QCBS-ランプサム型)【有償勘定技術支援】

質問と回答は以下のとおりです。

2024年11月18日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2条 業務の背景	2022年8月に作成されたオモン3 Pre-F/S報告書は契約締結後、事業者側もしくは貴機構から入手する資料という理解でよろしいでしょうか。 事前に提示されるのか、もしくは契約後も提示されないか否かの確認となります。	2022年8月に当時の事業実施機関であったEVNが作成したPre-F/Sは、契約締結後に、弊機構または現在の事業者であるPVNから提供いたします。
2	14	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 (10)環境社会配慮	助言委員会への報告は、全体会合での助言委員への報告のみを想定されているか、あるいは助言委員会ワーキンググループでの議論、再度の助言を含むことを想定されていますでしょうか。	助言委員会への報告は、2012年4月に確定した助言に基づき、環境社会配慮助言委員会の全体会合での報告を想定しており、現状ワーキンググループでの議論は想定しておりません。
3	17	【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (6)環境社会配慮に係る調査二) 用地取得・住民移転結果のレビュー	ADBのRESETTLEMENT DUE DILIGENCE REPORT (2011)によると、本件の用地取得は2006年に実施されており、住民移転の記録の追跡は非常に難しいものと考えられます。住民移転の記録の追跡が可能か否か、貴機構側でベトナム側実施機関に確認されていますでしょうか。	現在、弊機構にて実施機関に対し用地取得・住民移転に関わる記録の有無を確認中という状況です。
4	17	【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (6)環境社会配慮に係る調査二) 用地取得・住民移転結果のレビュー	用地取得・住民移転結果のレビューの結果、レンダー水準からの乖離があった場合は、本仕様書には「乖離を埋めるために必要な対策を記載すること」と記載されています。他方、新たな生計回復計画(生計を回復するための支援策・実施体制等を示した計画)の作成については記述されていないため本業務の範囲には含まれないと理解しています。この理解で宜しいでしょうか。	新たな生計回復計画の作成は現状想定しておりません。他方、JICAの求める水準から乖離があった場合、乖離を埋めるために必要な対策を検討するとともに、実施機関が対応することとなる対策案が妥当なものとなるよう、実施機関に対し十分な提案がなされることを想定しております。

5	19	(8)ベトナムにおける脱炭素化に向けた活動の検討	「①本事業の一環として実施することができる活動」について提案を求められておりますが、欄外の注釈に例としてワークショップ、研修等とございます。もしこのような形式の活動を提案する場合、その費用を本見積りに含んでご提出すれば良いのでしょうか、別見積りとしてご提出すれば良いのでしょうか。見積り方法につきご教示頂きたくお願い致します。貴機構の他の案件でこのような活動がある場合は定額計上に記載され、別枠での計上となっているケースもございます。	「本業務の一環として実施することができる活動」の提案については、活動の「提案」までをプロポーザル及び報告書で提出されることを求めています。活動の実施に関しては、契約後に、内容に応じて契約変更の上、実施することも検討します。
6	20	(11)事業実施計画の確認・検討	「①施設計画(発電所、送配電網、変電施設、土木工事含む)」において、送配電網の記載があります。過去調査において送配電網はスコープに入っていませんでしたが、今回のスコープは送配電網を含むのでしょうか。あるいは、変電施設もしくは送変電施設を指しているのでしょうか。	広義での送配電網を指しており、狭義としては、変電設備ならびに送変電施設を指しています。
7	20	(11)事業実施計画の確認・検討	「②電力系統計画の確認(系統解析を含む)」とありますが、FSで実施された系統解析の妥当性のみをレビューするという意味で、検証のための系統解析の実施もしくは不足していた場合の系統解析の実施は想定していないとの理解でよいでしょうか。	本項目は実施機関のFS内で実施された系統解析の妥当性を検証するもので、検証が不足していた場合の系統解析そのものの実施は想定していません。他方、実施機関による検証の内容が不適切であった場合、それが妥当なものとなるよう実施機関に十分な助言及び提案がなされることを想定します。
8	25	【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (18)実施機関負担事項の整理 ② 住民移転(住民移転が生じることが判明した場合)	(18)実施機関負担事項の整理の②住民移転の項に、「住民移転が生じることが判明した場合」は「既存の地籍図等を基に合法/非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任/役割を整理する。」とありますが、(6)環境社会配慮に係る調査のセクションでは、特に住民移転が追加で生じた場合の対応について記載されていません。貴機構で既にベトナム側実施機関に追加用地取得の有無を確認されていますでしょうか。	実施機関からの報告では、全ての用地取得は完了しており、追加の用地取得は発生しないとされています。
9	25	【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (18)実施機関負担事項の整理 ② 住民移転(住民移転が生じることが判明した場合)	質問8に関連し、住民移転が追加で生じる場合、新たに住民移転計画の策定が必要になると考えられます(本案件の用地取得は2006年に実施されており、当時の補償方針は古い国内法(土地法)に基づくため、新たに用地取得が必要な場合は改めて現行法に基づく補償方針を含むRAPの作成が必要になると考えられます)。他方、本仕様書では追加用地取得に対するRAPの作成については記載がありませんので、本業務のスコープには含まれないと理解しています。この理解で宜しいでしょうか。	万が一、追加の用地取得が発生した場合、RAPの作成の主体となるのは実施機関側(実施機関雇用のコンサルタント)となります。一方で、そのRAPが妥当なものとなるように、実施機関に対し、助言及び提案がなされることを想定しています。

10	27	第5条 成果品	インセプション・レポート～ファイナル・レポートでは、日本語、英語だけでなく、ベトナム語での提出も求められております。ベトナム語への翻訳費用は本業務では定額計上の扱いとはならないということでしょうか。	本事業における翻訳費用については、上限額の範囲内で想定しており、定額計上扱いではございません。
----	----	---------	---	---

11	27	第5条 成果品	成果品とは別に提出する資料(調査内容)のうち、提出方法に指定様式もしくはフォーマットがあるものがないものがございます。指定がないものは、契約後に貴機構と協議し決定するという理解でよろしいでしょうか。	提出方法に指定様式、フォーマットがないものに関しては、契約後に弊機構と協議し、決定することを想定しております。
----	----	---------	---	---

以上

